

<6月1日から> 犬、猫の

## マイクロチップ装着が義務化されます



「動物の愛護及び管理に関する法律」が改正され、6月1日から、犬、猫に対するマイクロチップの装着について新たな制度が始まります。飼い主の皆さんに関わる主な内容をお知らせします。

### 制度の概要

ペットショップやブリーダーなどで販売される犬や猫について、マイクロチップの装着が義務化されます。そのため、マイクロチップが装着されている犬や猫を飼い始めた場合や、飼い犬や飼い猫にマイクロチップを装着した場合は、30日以内に飼い主情報を登録しなければなりません。

6月以降にペットショップなどから購入した犬、猫にはマイクロチップが装着されています\*。所有者の情報をお店からご自身の情報に変更する「変更登録」が必要です。また、制度開始前にそのお店で生まれた場合など、マイクロチップの装着が義務付けられていない犬や猫もいますが、そのような犬や猫の飼い主の皆さんにも、マイクロチップを装着するように努めることが規定されています（努力義務）。

\*制度開始前にそのお店で生まれた犬や猫など、一部例外があります。

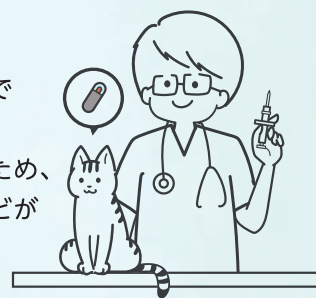
### マイクロチップについて

#### マイクロチップとは？

犬や猫など動物の「**個体識別**」をするためのもので、直径2mm、長さ8~12mmの円筒形で、アンテナ、IC部が内蔵されています。記録された15桁の固有の番号を専用リーダーで読み取り、指定登録機関に登録された飼い主情報と照合することで飼い主を特定できます。

#### どうやって装着するの？

専用の注射器で装着します。獣医療行為のため、必ず獣医師などが行います。



#### 装着は危なくないの？

表面に副作用がない材質が使われていて、獣医師などが正しく施術すれば、動物の体に負担をかけることはありません。

#### 装着するメリットは？

犬や猫が迷子になったときや、地震などの災害、盗難や事故などによって**飼い主と離れ離れになったとき**に、マイクロチップを読み取ることで、番号が分かります。その番号からデータベースに登録されている飼い主の情報と照合することで、**飼い主の元へ戻ることができます**。

## 飼い主の人が行うこと

マイクロチップの登録がされた  
犬、猫を新しく飼い始めた場合

飼い始めてから30日以内に所有者情報の変更登録を行ってください。  
犬、猫と一緒に渡された**登録証明書**が必要です。  
(登録手数料 オンライン登録：300円 郵送：1,000円)

飼っている犬、猫に新しく  
マイクロチップを装着した場合

装着してから30日以内にマイクロチップの情報、所有者情報などの登録を行ってください。獣医師から発行された**マイクロチップ装着証明書**が必要です。(登録手数料 オンライン登録：300円 郵送：1,000円)

登録した内容(住所、電話番号など)に  
変更があった場合、犬や猫が死亡した場合

各事項について届出を行ってください。  
**登録証明書**が必要です。(手数料無料)

### 登録・変更登録、届出の方法

指定登録機関である公益社団法人日本獣医師会にオンラインまたは郵送\*で申請します。現在、公益社団法人日本獣医師会が準備を進めていて、下記の2次元コードで状況を確認することができます。

\*郵送による申請をする場合は、公益社団法人日本獣医師会に問い合わせ、申請書を取り寄せる必要があります。

問合せ

公益社団法人 日本獣医師会

☎ 03-6384-5320

✉ infomc@nichiju.or.jp



公益社団法人  
日本獣医師会  
ホームページ

登録する  
内容

- マイクロチップの識別番号
- 所有者情報(氏名、住所、電話番号、メールアドレスなど)
- 動物情報(名前、品種、毛色、生年月日、性別、狂犬病予防法登録番号(犬の場合)など)

6月1日以前から犬、猫にマイクロチップを  
装着している飼い主の人へ

6月1日以前からすでに犬や猫にマイクロチップを装着し、民間登録団体に登録している飼い主の人は、5月31日※までに、右記の2次元コードにアクセスし、手続きをすれば無料で環境省データベースに登録できます。



環境省  
データベース移行  
登録受付サイト



### 狂犬病予防法上による 登録手続きについて

町では、マイクロチップの登録とは別に、狂犬病予防法上による登録手続きと登録手数料3,000円が必要になります。この登録手続きは、環境課が右記の一覧にある業務委託をしている動物病院で行うことができます。

幸田町の業務委託動物病院一覧

医院名	所在地	電話番号
大竹動物病院	岡崎市緑丘2丁目8-4	(0564)54-3141
井口動物病院	蒲郡市御幸町5-29	0533-69-7711
平岩動物病院	蒲郡市旭町3-14	0533-67-5604
動物愛護病院ココロ	蒲郡市三谷町東5丁目238番地	0533-67-8556
さんがね動物病院	幸田町大字深溝字西池田28番地	(0564)62-8300
つづき動物病院	幸田町大字高力字神山308番地	(0564)63-5855
加藤獣医科医院	岡崎市針崎町朱印地17-8	(0564)51-4338
(有)岡崎南動物病院	岡崎市若松東1丁目8番地22	(0564)53-6086
あいち犬猫医療センター 杉浦犬猫病院	安城市今池町3丁目5-10	0566-98-3758
たかせ動物病院	岡崎市明大寺町義路23-4	(0564)54-9830
中根犬猫病院	岡崎市美合新町12-6	(0564)51-0937
しばた動物病院	岡崎市戸崎町字屋敷102-1	(0564)72-1522
サン動物病院	岡崎市真伝町字寒風7-9	(0564)46-4911
くじら動物病院	岡崎市上地3丁目18-7	(0564)84-5592
ライオン動物病院	岡崎市鴨田町字池内93-5	(0564)66-0777
フィガロ動物病院	西尾市住吉町4丁目15	0563-64-3001

問合せ 環境課 環境保全グループ ☎(0564)62-1111 (内線272) FAX63-5169